



周産期医療通院費助成事業について



日高管内で妊婦健診を受診し出産を予定していた妊婦、及び日高管内の病院で生まれた新生児が、母体や胎児・新生児の生命にかかわる危機等で医師の判断により日高管内以外の医療機関へ入院することになった場合、通院・面会のための交通費や宿泊費の一部を町で負担いたします。

助成内容

- ①宿泊費の補助対象期間は、母親が退院した日及び新生児が入院した日から21日以内とする。ただし、往復分運賃の支給は宿泊を伴う場合は3回まで、宿泊を伴わない場合は6回までとする。(ただし、宿泊日数と交通費(上限3回)の和と宿泊を伴わない場合の交通費(上限6回)と比較し、その金額が高い方を補助する。)なお、救急等で搬送された場合は、往路の交通費は対象外とする。)

対象者

- ①日高管内の産婦人科を受診中または助産師(助産院等)で経過を見てもらっている方で、産婦人科医の診断により日高管内以外の医療機関に入院または通院した妊産婦とその妊産婦の配偶者。
- ②日高管内の産婦人科等で出産し、医師の診断により日高管内以外の医療機関に入院した新生児を持つ妊産婦又は配偶者。

手続き方法

○場所

様似町保健福祉センター内保健福祉課保健推進係

○必要なもの

- ・宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書
- ・交通費の証明書は駐車場利用券又は保健センターから配布する印鑑を押印された証明書又は医療機関が発行する証明書
- ・通帳、印鑑

留意点

- 苫小牧市立病院に新生児もしくは母親が入院し、面会を行うために病院に行った際は、「13番窓口(医事課)」に行き、「周産期医療通院費等補助要綱に係る証明書」を提出し、印鑑等をもってください。

お問い合わせは、保健福祉課 保健推進係 保健師(36-5511)まで